

2023 年 2 月 7 日

日本化粧品工業連合会 事務局

日本化粧品工業会設立に伴う輸出用化粧品の証明書の発給申請手続きについて

本年 4 月 1 日、地域 3 団体（東京化粧品工業会・中部化粧品工業会・西日本化粧品工業会）が日本化粧品工業連合会を母体とした団体に統合し、日本化粧品工業会（粧工会）が設立されます。これに伴い、現在、日本化粧品工業連合会及び西日本化粧品工業会で発給している輸出用化粧品の証明書（以下「証明書」という。）は、4 月 1 日以降、粧工会の本部（東京）並びに支部（中部日本支部及び西日本支部）で発給することとし、発給申請については下記のとおり取り扱うこととしますので、お知らせいたします。

なお、粧工会の設立にあわせて粧工会ホームページ内の輸出証明書発給業務のページ（<https://www.jcia.org/user/business/export/>）を更新いたします。粧工会への証明書の発給申請にあたっては、更新されたホームページの内容をよくご確認ください、発給申請を行ってください。

記

1. 粧工会では、本部、中部日本支部及び西日本支部の 3 か所で証明書を発給します。
本部と支部とで証明書の様式が異なるため、それぞれの様式を発給事務所ごとに準備いたします。申請先は自由に選択できますので、申請先に合わせた様式をダウンロードして発給申請を行ってください。
なお、厚生労働省証明分証明書の発給については、引き続き本部のみで対応いたします。
2. 従来どおり、申請ごとに 1 枚の申請書（粧工会様式 1）及び誓約書（粧工会様式 5）を提出してください。申請書の社印及び代表者印の押印は省略することができます。
3. 粧工会正会員企業の発給申請では、従来どおり許可証、製造販売届書等の写の添付は省略することができます。ただし、申請内容の確認が必要と判断した際には、許可証、製造販売届書等の写の提出をお願いすることがありますので、御承知おきください。
4. 新しい様式は 3 月中旬を目途に準備いたします。粧工会ホームページ内の輸出証明書発給業務のページで閲覧できるようにいたします。
5. 上記のほか、粧工会ホームページ内の輸出証明書発給業務のページをご確認のうえ発給申請手続きに従って申請してください。